

専決処分報告について（直営清掃車両による
ごみ収集作業中に発生した事故に係る示談処理）

1 事故の発生

令和7年12月15日（月）午前8時55分頃、三園二丁目11番14号先の交差点先合流地点において、清掃車が一時停止で停車し発進したところ、右から走行してきた相手方車両（バイク）が清掃車の右側面に衝突し、相手方車両の一部が破損するとともに、通院を要する傷害を負わせた。

- 2 損害の程度（1）相手側 物的損害：バイク、ヘルメット、作業着等の破損
人的損害：頸部捻挫、前胸部挫傷等
（2）区側 なし

- 3 示談の相手方 埼玉県和光市在住の住民

- 4 損害賠償額 154,465円
（物的損害 51,525円、人的損害 102,940円）

- 5 示談成立日 令和8年5月1日（金）

- 6 示談の処理 本件の示談金として金154,465円を支払う。
保険会社を通じて相手方から、この事故に関する何らの債権債務が存しないことを確認し、今後一切の請求をしない旨の承諾書（免責証書）の提出を受け示談した。

- 7 支 払 賠償額は全額、区の加入する自動車損害賠償責任保険及び任意保険により支払われる。

8 事故防止策の実施

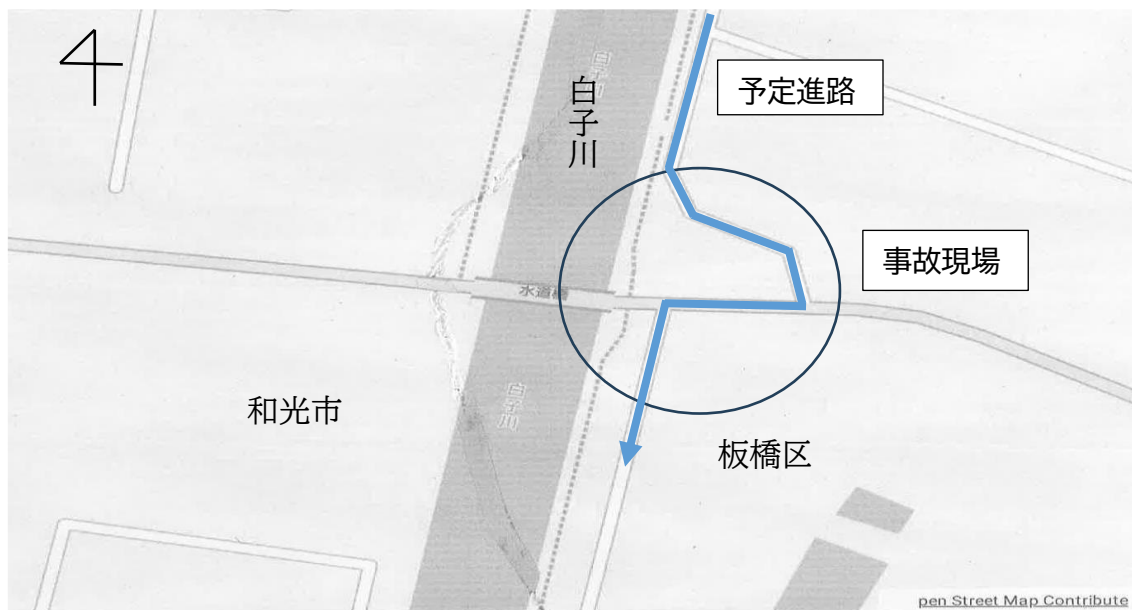
清掃車両係において緊急ミーティングを開き、注意喚起を行うとともに、事故原因の分析及び再発防止策を検討した。

また、事故惹起者に対しては、独立行政法人 自動車事故対策機構主催による運転者適性診断（カウンセリング付き）を受講させるとともに、診断結果に基づいて、所内においても運転指導を改めて実施した。

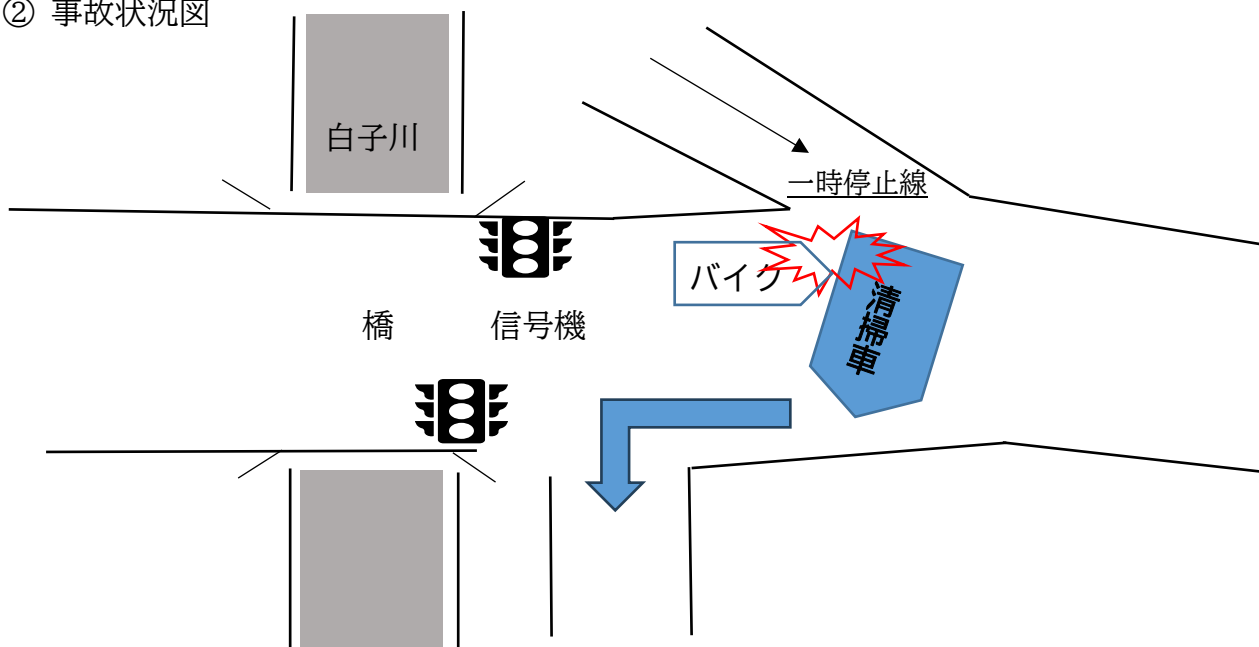
5月には職員の交通安全意識の向上を図るため、志村警察署による交通安全講習会も実施している。

あわせて、板橋西清掃事務所に事故情報を提供し、今後とも清掃事務所全体として事故防止指導の継続的な実施により、事故のない、安全安心作業に努めていく。

① 事故現場付近図



② 事故状況図



③ 写真

